

# BTMU Global Business Insight

EMEA & Americas

September 27, 2013

三菱東京UFJ銀行 国際業務部



1. ブラジルM&Aの法務的観点 ～現場発の最新動向レポート(Ⅱ)
2. 欧州経済概観 ～『欧州経済の回復期待—潮目の変化、ビジネス再構築の好機に』
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 最近の日系企業の新規海外案件情報
5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

## 1. ブラジルM&Aの法務的観点 ～現場発の最新動向レポート(Ⅱ)

### 「ブラジル M&A～Due Diligence における留意事項」

ブラジル M&A において、最重要であると同時に最難関と思われる事項は、Due Diligence(監査、以下同じ)における様々な法務リスクの洗い出しと分析にあると考えられる。一般的に、ブラジル企業は抱えている各種訴訟の件数が多いだけでなく、偶発債務(潜在的訴訟リスク)となり得る事項を数多く抱えているケースもあることから、Due Diligence の対象となる資料を徹底的に精査することは勿論、そのリスクについても可及的正確に分析し数値化することが、ブラジルで M&A デールを進める上で、最も重要となる。

但し、その一方で、Due Diligence に相当の時間と費用が掛かるとすれば、早期市場参入といったビジネス機会の喪失や M&A 費用の増大による投資採算の悪化など、別の次元での問題が生じることになる。

そこで今回は、ブラジル M&A における訴訟リスクの Due Diligence を中心に、重要ポイントを解説したい。

#### (1) 法務 Due Diligence のポイント

ブラジル M&A の Due Diligence における法務的観点からの留意事項は、一般的には、税務、労務及び環境等の訴訟リスクの分析にあると考えられる。以下、「税務訴訟」、「労務訴訟」及び「環境訴訟」の内容を詳述するが、実際の法務 Due Diligence においては、企業形態(上場、非上場の別等)、事業内容、及び業暦年数等の違いにより、精査の対象と範囲は千差万別であり、個々の事例毎に個別且つ具体的に切り込んでいく必要があることに留意されたい。

##### ① 税務訴訟

ブラジル税法は複雑で、且つ改正の頻度も多いことから、一般的にブラジル企業は税務当局を相手とする税務訴訟を多く抱えているとされる。そして、税務当局は過去に遡及する企業“未払税金”を訴訟物とすることから、仮にそれが被告企業の租税債務として確定し既判力が生じた場合、最悪のケースでは企業経営の屋台骨を揺るがしかねないインパクトの巨額債務が発生する可能性もある。

更に厄介なのは、ブラジルの税務当局の傾向として、“未払税金”の消滅時効(租税関係の多くは発生から6年)の成立時期が近づいた時点で、初めて追徴やその他処分踏み切ることが多く見受けられるため、現時点で顕在化していない租税債務の発生可能性についてのリスク分析は正直容易ではないことが、税務訴訟を巡る問題を一層複雑化している。

したがって、ブラジル M&A の法務 Due Diligence の実務に於いては、先ず現時点で顕在化している税務訴訟について、インパクト(金額、訴訟の動向、積立金の有無等)を可及的正確に分析する。

更に、将来の偶発債務となり得る潜在的リスクについては、ターゲット企業役員や財務担当者へのインタビューなどを通じて、かかる偶発債務の有無を念入りに確認する一方、究極的には M&A に関する最終契約において、「表明保証」や「補償条項」等の関連条項において、偶発債務の顕在化に伴う損失を最大限カバーすることが重要となる。

### ②労働訴訟

ブラジル企業は、「税務訴訟」と並んで、一般的に多くの「労働訴訟」を抱えている。その理由として、ブラジル労働法が、労働者保護の観点から労働者の基本的権利を広範に認めていることが挙げられる。更にブラジルの労働法では、労働者の基本的権利を制約する雇用契約・慣行は、全て公序良俗違反と看做される。例えば、労働法上の基本的権利に係る請求権の約定放棄は、労働裁判の係属中に行われた場合を除き、ブラジルの裁判においては一切認められることはない。

このように強硬法規的なブラジル労働法の特色も相俟って、ブラジルでは労働者が解雇又は退職後に労働訴訟を提起するケースが常態化しているとされ、且つ、かかる労働訴訟を防ぐことは容易ではないのが現実である。

これに加え、以下の通り労働者側が訴訟を起こしやすい法的環境が、労働訴訟を多くしている理由として挙げられる。

第一に、労働訴訟の訴訟要件が極めて緩和されていることである。労働者は、雇用に関しては、如何なる理由（会社の業績不振による不利益変更を含む）が背景にあらうとも、企業を相手取って労働訴訟を提起することが認められている。

第二に、訴訟コストが安いことである。所得の低い労働者は、自ら提起した労働訴訟で敗訴しても、請求により訴訟手数料が免除される「訴訟手数料免除制度」を享受出来る。更に、労働訴訟に特化した弁護士は、成功報酬制で訴訟を受任するため、容易に弁護士に依頼することが可能である。このように、ブラジルの労働訴訟において低コストで訴訟を提起出来る事が、訴訟提起のハードルを低め、「訴訟乱立」とも言える事態を招いている要因と考えられる。

もっとも、ブラジルの企業が抱える労働訴訟は、件数こそ多いものの一般的にその訴額は税務訴訟に比べ少額である。

また、将来の偶発債務となり得る潜在的リスクについては、過去経験則などから最大金額を見積もることも比較的容易であり、税務訴訟における潜在的リスクと比べ、そのインパクトをより具体的に見極めることが出来る。

したがって、「労働訴訟」に対する法務 Due Diligence の実務に於いては、専ら顕在化している労働訴訟の訴額（金銭的換算額）と、それが仮に「未払労働債務」等の名目で裁判所に認められた場合に、遡及的に発生する退職金や年金などの社会保障給付に係る加算金額等につき、労働問題専門の弁護士や公認会計士等の協力の下で、正しく評価することが重要となる。

尚、ブラジル「労働訴訟」関連では、「労働上の経済グループ」という特有の責任概念に留意する必要がある。

これは、「同一の経済グループ」に属する全ての企業は、個別且つ連帯して、グループ内の一企業がその被雇用者に対して負う義務を履行する責任があるとするものである。ブラジル労働法の実務上、「同一の経済グループ」とは、概要、単独又は複数の企業（合併・独資を問わない）が、①他企業の直接の支配下又は経営指導の下にある、又は②共通の（混合的な）商業的利益及び/又は管理体制が存在する、等の関係にある場合をいう。

仮に「同一の経済グループ」内のある企業が、その被雇用者の賃金未払い等の労働法上の労働者の基本的権利を侵害した場合、ブラジル労働裁判所は、法人格の濫用があるものとして法人格を否認することにより、当該企業の株主又は「同一の経済グループ」を形成する全ての企業及びその株主に対し、未払い賃金の支払い等の権利侵害の救済措置を行うことを命ずることができる。したがって、保守的に考えれば、ブラジル M&A の法務 Due Diligence に際しての労働訴訟その他の労働関連債務の存否及び内容の精査は、ターゲット企業のみならず、その資本系列上の下位企業や、共通する商業的利益や管理体制を有する企業等も含めて、包括的且つ総合的な検討を行う必要があることになる。

もっとも、上記の「同一の経済グループ」に含まれる企業の範囲の認定については、明文化された具体的な判断基準は存在しないため、労働訴訟を管轄する労働裁判所が、個々の事案毎の具体的な事情に基づき個別に判断しているのが実情であり、仮に「同一の経済グループ」の調査対象を無限に拡大したとしても、結果として確定的な判断を行うのは難しいと考えられ、この点に過度に拘るのは費用対効果の観点からは良策とは言えない。法務 Due Diligence の実務においては、プロセスの効率性にも配慮する必要があることを踏まえれば、「同一の経済グループ」に含まれる企業範囲の特定等のリスク分析は、現地法律事務所のアドバイス等を得つつ、合理的な範囲に焦点を絞って行うことが重要だと考える。

### ③環境訴訟

自然環境の保全に関して、ブラジルの法規制が非常に厳しいことは有名である。

ブラジルでは、1960年代から始まった「ブラジルの奇跡」と言われる経済発展に伴い、アマゾンの森林破壊問題、エタノール燃料製造過程で発生する産業廃棄物の処理問題、南部炭鉱地域の褐炭屑やその焼却灰の処理問題、及びサンパウロ州クバトン工業地帯の工業排水による汚染問題など、深刻な環境問題に晒された歴史がある。

1988年制定のブラジル憲法では、「環境権」が規定されているほか、鉱物資源の採掘業者には劣化した自然環境の回復義務を課し、また違法行為などにより自然環境に損害を与えた自然人並びに法人に対して、刑事上及び行政上の罰則を課すことを定めている。これを受けて、1998年には刑法の一種である「環境犯罪法」が制定され、違法な環境破壊行為に対し禁固や罰金を含めた罰則規定が明確にされている。また民事上の損害賠償（救済処置）義務については、厳格責任（無過失責任）を負うこととされている。行政上の罰則としては、過料に止まらず業務停止命令や各種ライセンスの剥奪といった事態も想定される。これらを勘案すれば、環境訴訟に当事者として巻き込まれる事態に陥った場合には、企業経営に重大な打撃を受ける可能性が非常に大きいと言える。したがって、法務 Due Diligence においては、係争中の環境訴訟の有無及び潜在的な訴訟発生リスクの有無に加え、それぞれの内容（訴訟理由）や予見し得る範囲内での損害賠償の最大規模等について、十分に精査する必要がある。

加えて、製造を行う企業は、連邦・州・市等の各行政機構から、工場建設・稼働等に際して環境法制に基づく各種ライセンス・許認可を適切に取得する必要がある、かかるライセンス等の取得の有無や有効期間の確認等も、Due Diligence の対象となる。もっとも、環境関連訴訟のインパクトや環境ライセンスに関しては、極めて技術的・専門的な事項に亘ることから、業種の関係で特に懸念がある場合や Due Diligence 上で重大な懸念が生じた場合を含め、法務アドバイザーとは別に、環境 Due Diligence を専門とするアドバイザーを起用して、チーム協働の下で環境訴訟等のリスクの分析を進めていくことが必要となる。

### ④その他

以上のポイントの他に、ターゲット企業の「組織」、「資本関係」、「契約」及び「知財関係」等については、通常の M&A 同様に Due Diligence の対象となる。また近年、米国 FCPA（海外腐敗行為防止法）、英国賄賂防止法、日本の不正競争防止法等に基づく、外国公務員贈賄に関する摘発が増加傾向にあり、かかる法令違反時の制裁金やレピュテーション等のインパクトも大きい。昨今においては、法令遵守（コンプライアンス）は、グローバル事業展開している企業が、ブラジルのみならず新興国進出に際して、十分に留意しておくべき課題の一つとなっている。ターゲット企業における公務員との関係が不適切と看做されるリスクにつき、懸念を完全に払拭出来ないと判断した場合や投資判断にあたり特に重要と考える場合などには、企業コンプライアンス専門のアドバイザーを起用して、事前に精査を行う必要がある。

次回は Due Diligence プロセスの効率化を図る上で有益と思われる方法を中心に、述べることにしたい。

（記事提供：西村あさひ法律事務所、弁護士 田中 研也）

## 2. 欧州経済概観 ～『欧州経済の回復期待—潮目の変化、ビジネス再構築の好機に』

### 概要

ドイツがけん引する欧州経済の回復の兆候は、日本企業や日本の投資家などが今後の欧州ビジネス戦略を考える上で、前向きな材料といえよう。そして欧州ビジネスの再構築を行う好機かもしれない。

また、欧州域内における経済関係の深化の可能性、今後も高成長が期待されるアフリカ大陸などを欧州から捉えていく視点なども、従来以上に意識したいものである。

### ユーロ圏の経済指標に回復の兆し

2013 年秋以降の米国の連邦準備制度理事会 (FRB) による量的金融緩和縮小の可能性、また足元では新興国の経済・通貨の急速な調整局面が見られる中、欧州経済に緩やかながら回復の兆しが見え始めた。8 月のユーロ圏購買担当者指数 (PMI、速報値) は 51.7 と市場の予想 (50.9) を上回り、2011 年 6 月以来の水準を回復した。PMI は 50 が景況の改善・悪化の節目となり、50 を超えると製造業、サービス業などの活動が上向していることを示すベンチマークである。また、ユーロ圏の 2013 年第 2 四半期の国内総生産 (GDP) は、年率換算で 1.1% と 7 四半期ぶりにプラスに転じた。

久々の明るい経済ニュースを受けて、通貨ユーロも債券市場も堅調な動きを示した。欧州諸国の緊縮策から成長戦略への政策転換の影響もあり、今後のビジネスの展開にも少なからず期待感が出てきたようだ。もちろん、いまだ高水準にあるユーロ圏の失業率を大きく引き下げ、公的債務を減らすまでにはまだ長い道のりがあるだろうが、経済が好調なドイツがけん引する形で、南欧諸国も含む欧州全体に将来の経済成長への希望が生まれてきたと考えられる。欧州大陸とは景気サイクルが異なるといわれる英国の 7 月の製造業 PMI も、市場予想を上回る水準を示した。

ドイツに次ぐユーロ圏第 2 位の経済規模を持つフランスは、まだ回復したとはいえないかもしれないが (2013 年第 2 四半期の GDP 成長率は前期比 0.5%)、製造業において新規受注とサービス部門が上向してきたことが確認されている。個人消費に係る 7 月の自動車販売台数も前年同月比 0.9% と微増し、減少に歯止めがかかりつつある。また、スペインやイタリアにも一部、経済回復の兆しが見え始めており、経済縮小のスピードが次第に弱まっているといえるかもしれない。

### 南欧諸国への波及効果

英国とチェコを除く欧州連合 (EU) 25 カ国は、財政規律を憲法に明記する協定に合意している。しかし、政治が混迷するイタリアの場合、GDP 比 130% の公的債務を 2 桁に削減するためには、20 年以上にわたり 3% の経済成長を遂げる必要があるといわれる。多くの先進国に見られる人口減少と少子高齢化に伴う年金、医療費支出の将来的な増大を考えれば、財政規律を順守・達成することはイタリアのみならず、いずれの国でも相当な改革が必要だろう。

なお、国際通貨基金 (IMF) の報告書によれば、スペインは不動産バブル崩壊から調整局面入りし、不良債権問題と銀行再建において前進が見られる。労働市場改革が進み競争力が強まれば、息を吹き返す輸出企業もあると思われる。また 7 月の新車販売が前年同月比で増加するなど、好調なドイツや北欧市場の波及効果を受け始めていることがうかがえる。この他、今夏の海外旅行者数も増加している。もっとも、スペインの企業家の多くは、スペイン経済を景気低迷と回復の中間にあると冷静に見ているようだ。

ギリシャも増税や緊縮財政を進める中、生産においてわずかながら回復傾向が見られた。時折、市民によるデモも報道されているが、北アフリカのような激しい内乱もなく、数々の歴史的建造物を持つ強みを生かした観光業に復活の兆しが見られる。その一方で失業率が依然として高い水準にあり、生きる希望を失った人々の増加が社会問題として報じられている。さらに、IMF からも指摘を受けた徴税能力の改善策とは裏腹に、脱税の横行など社会的不平等が生じており、バランスの取れた国の再生には時間を要するとみられる。

また、ドイツが9月22日に予定されている連邦議会(下院)選挙後、ギリシャへの追加支援についてどのような政策を取るかは、やはり気になるところだ。緊縮政策を厳格に行うドイツでは、一部老朽化したアウトバーン(高速道路)、一般道路、橋などの公共施設の補修費用が抑制されている。また、キプロス支援についてもドイツは強硬姿勢を貫いた。総選挙後も、ドイツの政治姿勢に大きな変化はないと予想されるが、総選挙後の動向が注目されている。

欧州主要国が緊縮策から成長戦略へと移行するにつれて、わずかながらも経済や社会の活力を生み出す方向へと始動していることは事実だろう。緊縮財政下で消費抑制を続けてきた家計や企業についても、個人消費や企業の投資の増加、雇用促進が期待されている。もっとも、本格的な住宅購入や設備投資、市場が期待するような雇用増加を期待するにはまだ早いかもしれない。欧州の民間向け銀行貸し出しは徐々に上向いているようだが依然弱く、欧州中央銀行(ECB)は中小企業の活性化に向けた金融に力を入れていく方針だ。

### 今後の欧州ビジネス戦略

とはいえ、欧州経済は成長に向けて動き始めたと考えられる。中国経済が減速し、資源大国や新興国の経済も調整を余儀なくされ、東アジア諸国が輸出競争力を弱める中で、日本企業は相対的に優位であるとみられる。動きの素早い株式市場や債券市場のプレーヤーたちは、欧州経済の先行きへの期待から、欧州関連株や欧州債券のウエートを高め始めた。2014年以降の欧州の実体経済の一層の改善を描いている投資家も多いはずだ。

欧州経済に幾分なりとも回復の兆候が表れてきたことは、今後の欧州ビジネス戦略を考える上で、日本企業や日本の投資家にとって前向きな材料といえよう。ビジネスにおいては、従来の新興国を主軸にしたグローバリゼーションの変化を捉え、研究開発(R&D)を充実させた商品開発や販売戦略、サプライチェーンの見直しなどが必要と思われる。

この過程において、日本企業は有能な現地の人材に投資を行い、欧州拠点や本社でそのミッションを明確にし、それを欧州ビジネスの拡大に結び付けることができないだろうか。また、今こそグローバリゼーションの進展に伴う生産システム、価格決定メカニズムの変化、労働慣行の多様化や変化など、その先にあるチャンス予測しながらビジネスの再構築を行う好機かもしれない。

言い換えれば、欧州ビジネスは、今まさに大きな潮目の変化を迎えた可能性がある。

当該駐在国と欧州全体の景気動向の相互性、南欧諸国などを含めた欧州域内における経済関係の深化の可能性、そして今後も高成長が期待されるアフリカ大陸などを欧州から捉えていく視点なども、従来以上に意識したいものである。

(記事提供:インフォーマ グローバル マーケット ジャパン、代表取締役 西村 訓仁)

### 3. 政治・経済・産業トピックス

#### 【政治】

##### ■ (ドイツ)ー独連邦議会選挙で与党キリスト教民主・社会同盟が勝利、メルケル政権は3期目に

9月22日投票・即日開票のドイツ連邦議会(下院)選挙の結果、アンゲラ・メルケル首相が率いる保守系与党キリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)が暫定得票率42.5%で第一党を維持し、メルケル首相の3選が確実となった模様。同党と連立を組んでいた自由民主党(FDP)が全議席を失ったため、同党と中道左派野党の社会民主党(SPD)の大連立が約4年ぶりに復活する可能性。

#### 【政策・制度・規制】

##### ■ (メキシコ)ー連邦政府が議会で税制改正法案を提出、税制の簡素化と徴税の強化を目的に

9月8日、連邦政府が2014年財政年度の「経済パッケージ」を議会で提出。その中で、複数の税制改正法案が含まれていることが明らかになった。最も重要な変更事項は、「連結納税制度の廃止」、「企業単一税(IETU)の廃止」、「マキラドーラ制度の運用厳格化」、及び「外国法人など非居住者向けのメキシコ居住者事業体からの配当金に10%の新税を適用(注)」など。税制改正法案は本年10月末までに承認され、官報公示された場合、2014年1月1日に発効する見込み。

(注) 日墨租税条約(1996年11月6日発効、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約」)では、配当に係る事業年度の終了日に先立つ6ヶ月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも25パーセントを、配当を受領する法人が所有する場合には、当該配当の額の5%を超えない範囲内で、当該配当を支払う法人の居住国においても租税を課することが出来る、と既定。

##### ■ (米国)ー連邦公開市場委員会(FOMC)で、連邦準備制度理事会(FRB)は量的緩和の縮小開始を見送り

9月18日、米連邦準備制度理事会(FRB)発表。9月17-18日の連邦公開市場委員会(FOMC)の結果、月850億ドル規模の量的緩和策の当面維持を決定。事実上のゼロ金利政策も、失業率が6.5%以下へ低下するまで継続する方針を確認。バーナンキFRB議長は、会合後の記者会見で、量的緩和策の年内縮小開始の可能性は維持しつつも、6月以降の経済環境が「(FRBの)見通しの基準を満たさない」と指摘し、依然高水準にある失業率の改善を慎重に見極める必要性を強調した。

##### ■ (欧州連合)ー欧州連合(EU)がシンガポールとの自由貿易協定(FTA)を仮署名

9月20日、自由貿易協定(FTA)に仮署名したと発表。FTA発効は2014年末~2015年前半の見込み。FTA発効から5年間で段階的にほぼ全ての関税を撤廃する予定。これに加え、自動車や電子機器の輸出入時検査を簡素化・合理化する見込み。この他、政府調達やサービス分野の自由化なども決まった。EUにとりシンガポールはアセアンで最大の貿易相手国。一方のEUはシンガポールの2番目の貿易相手国(地域)。

##### ■ (欧州連合)ー欧州中銀(ECB)総裁が金融市場の流動性低下に言及、再度の長期資金供給も視野に

9月23日、ドラギECB総裁が欧州議会の経済金融委員会で証言。同総裁は、2011-2012年の欧州債務危機時に民間銀行がECBの長期資金供給オペ(LTRO)を通じて借入した債務償還を進めている結果、金融市場の流動性が減少していることを注視していると言及。「短期金利を正当化される水準に保つため」、再度のLTROを含め必要あれば「あらゆる措置を行う用意がある」と表明。

## 4. 最近の日系企業新規海外案件情報

進出先	区分	親会社	主要業務	設立	業務開始
米国	新規資本参入	株式会社セブン銀行 *米子会社経由でATM事業を買収(買収価額10.917千米ドル)	ATM運営管理業務		2013年9月18日 (買収実行予定)
英国	新規資本参入	三菱商事株式会社 Barclays Infrastructure Funds Management(英) *共同で海底送電資産の事業権を取得(資産規模460百万ポンド)	洋上風力発電所		
英国	新規設立	三菱商事株式会社	欧州送電事業の統括会社		
米国	新規資本参入	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 *米最大手油井管問屋の100%株式を取得(買収額約6億米ドル)	石油・ガス産業向け油井管販売・物流サービス業		
ブラジル	新規資本参入	三菱電機株式会社 59% 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 14.3% Melco de Colombia Ltda. 14.3% Mitsubishi Electric do Brasil Comércio e Serviços Ltda. 7.1% Lauro Family Administração e Participações Ltda. 5.3% *LGTECH社を子会社化、社名変更	昇降機の販売・製造・据付・保守	2006年11月	2013年9月
ドイツ	その他	株式会社デンソー *独の研究開発拠点2ヶ所を拡充、2015年までに約2,100万ユーロを投資	1. パワトレイン、電子、ハイブリッドなどの関連製品の欧州向け設計・評価 2. 熱、電気、小型モーターなどの関係	1. 2005年 2. 1994年	
英国	その他	サントリー食品インターナショナル株式会社 *英国グラクソ・スミスクライン社より、『Lucozade』『Ribena』の2飲料ブランドおよびその事業基盤を譲受けること、今後欧州に100%子会社設立予定であることを発表	医療用医薬品、ワクチン、一般用医薬品、コンシューマー向けヘルスケア製品の研究開発、製造、販売	2000年12月	
カザフスタン	その他	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 50% 国際石油開発帝石株式会社(INPEX) 45% 石油資源開発株式会社(JAPEX) 2.5% 三菱商事株式会社 2.5% *4社が出資するインベックス北カスピ海石油株式会社が権益7.56%を有するカシャガン油田が生産開始	原油生産施設	2000年発見	2013年9月11日 (生産開始)
メキシコ	新規設立	N.S.International, Ltd. 80% (日本精機米国現法) 日本精機株式会社 13% NSウエスト株式会社 7%	車載用計器・部品の販売	2013年8月	
英国	新規設立	株式会社トリドール *2014年3月を目処に「丸亀製麺」11号店をロンドンにオープン予定	レストラン管理等	2013年9月	2014年3月

作成日: 2013年9月13日

(注: 公開情報のみ)

## 5. 「グローバル経営支援セミナー」関連情報

年内開催予定のセミナーは以下の通り。

国・テーマ	詳細	開催日	開催地	会場	講師	共催・後援・協賛
スペイン	スペイン・ビジネス・フォーラム ～新たな投資ビジネスを拡大する グローバルパートナー～	10月2日 (水)	東京	ホテルオークラ	・三菱東京UFJ銀行 スペイン総支店 荒木 拓也 ・楽天株式会社 代表取締役副社長 國重 博史 様 ・スペイン・テレフォニカ社 グローバル戦略部 部長 エドワード・ナヴァロ 様 ・スペイン・サガルドイ法律事務所 会長 イニゴ・サガルドイ 様 ・日産自動車株式会社 最高執行責任者(COO) 志賀 俊之 様	<主催> スペイン貿易投資庁(IOEX) スペイン大使館経済商務部 <共催> 日西経済委員会 三菱東京UFJ銀行 <後援> 独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 日本経済新聞社
ロシア	ロシアセミナー (仮題)	11月19日 (火)	大阪	銀行協会	・ユーラシア三菱東京UFJ銀行 頭取 福永 祐樹 他	
		11月20日 (水)	名古屋	名古屋ビル		
		11月21日 (木)	東京	サイエンスホール		
ブラジル	ブラジルセミナー (仮題)	12月3日 (火)	大阪	大阪東銀ビル	・三菱東京UFJ銀行 中南米総支店 兼 ブラジル三菱東京UFJ銀行 頭取 村田 俊典 他	
		12月4日 (水)	名古屋	銀行協会		
		12月5日 (木)	東京	(未定)		

(注: 米州・欧州・中近東・アフリカ地域関連のみ)

## (ご参考) EMEA & Americas 主要国の経済指標

米国	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	2.8	1.1	2.5			季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	2.1	1.5	1.8	2.0	1.5	消費者物価指数(CPI)、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	-5,346	-1,236	-1,178	-391		国際収支ベース
経常収支	億ドル	-4,404	-1,048	-989			
政策金利	%	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	FF金利誘導目標
外国為替相場	対円	86.38	94.09	99.25	98.26	98.17	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価		13,104.14	14,578.54	14,909.60	15,499.54	14810.31	NYダウ工業株30種、各期末日レート
失業率	%	8.0	7.6	7.6	7.4	7.3	2012=年間平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月の数値

(出所:米商務省、米労働省、連邦準備理事会など)

EU	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	-0.4	-0.1	0.3			EU28カ国、季節調整済み、前期比
インフレ率	%	2.6	1.7	1.6	1.6	1.5	消費者物価指数(CPI)、EU28カ国、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ユーロ	1,042	391	437	182		ユーロ圏17カ国
経常収支	億ユーロ	1,108	325	537	266		ユーロ圏17カ国
政策金利	%	0.75	0.75	0.50	0.50	0.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.3217	1.2823	1.3000	1.3271	1.3192	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ユーロ	2,635.93	2,624.02	2,602.59	2,768.15	2721.37	ユーロ・ストックス50指数、各期末日レート
失業率	%	11.4	12.1	12.1	12.1		ユーロ圏17カ国、2012=年間平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月

(出所:EUROSTAT、ECBなど)

ブラジル	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	0.9	1.9	3.3			前年同期比
インフレ率	%	5.4	6.6	6.7	6.3	6.1	拡大消費者物価指数(IPCA)、前年同月比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	195	-52	21			
経常収支	億ドル	-542	-249	-187			
政策金利	%	7.25	7.25	8.00	8.50	9.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	2.0479	2.0185	2.2087	2.2975	2.3800	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	レアル	60,952.08	56,352.09	47,457.13	48,234.49	50,008.38	ボヘSPA指数、各期末日終値レート
失業率	%	5.5	5.7	6.0	5.6		2012年平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月

(出所:地理統計院(IBGE)、ブラジル中銀など)

トルコ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	2.2	3.0	4.4			前年同期比
インフレ率	%	6.2	7.3	8.3	8.9	8.2	消費者物価指数(CPI)、前年同期比、各期末月
貿易収支	億ドル	-657	-217	-288	-98		
経常収支	億ドル	-475	-159	-204	-58		
政策金利	%	5.50	5.50	4.50	4.50	4.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.7862	1.8102	1.9305	1.9435	2.0379	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リラ	78,208.44	85,898.99	76,294.51	73,377.45	66,394.41	イスタンブールナショナル100種、各期末日レート
失業率	%	9.5	9.4	8.8			各期末日レート

(出所:トルコ中銀など)

ロシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	3.4	1.6	1.2	1.8		前年同期比
インフレ率	%	5.1	7.1	6.9	6.5		前年同期比、期中平均、2013/2Qは期末月
貿易収支	億ドル	1,923	487	429			
経常収支	億ドル	714	251	69			
政策金利	%	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	30.5000	31.0830	32.8160	33.0320	33.2810	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ルーブル	1474.72	1438.57	1330.46	1375.79	1,364.65	MICEX指数、各期末日レート
失業率	%	5.7	5.7	5.4	5.3	5.2	2012年平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末日レート

(出所:ロシア中銀など)

南アフリカ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	2.5	0.9	3.0			季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	5.6	5.9	5.5	6.3	6.4	2012年は年平均、2013/1Q、2013/2Qは各期末月の前年同期比
貿易収支	億ランド	-755	-275				
経常収支	億ランド	-1,976	-544				
政策金利	%	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	8.4733	9.2045	9.9249	9.9149	10.2434	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ランド	34,795.50	35,259.10	35,051.49	36,843.05	37,863.93	FTSE/JSEアフリカトップ40指数、各期末日レート
失業率	%	24.9	25.2	25.6			四半期毎の発表、2012は第4四半期、各期末日レート

(出所:南ア準備銀行など)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザリーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 教育・情報室  
(照会先) 片倉 寧史

(e-mail): [yasushi.katakura@mufj.jp](mailto:yasushi.katakura@mufj.jp)

(TEL): 03-6259-6310